

青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定（案）

青森県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備等の普及拡大を図るため、次のとおり青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県域における太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲 青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業に関する広報等の支援

（2）乙 別紙「青森県住宅用太陽光発電設備等共同購入支援事業仕様書」に定める太陽光発電設備等の共同購入事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合においては、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と施行事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施行事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合においては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施行事業者又は購入希望者損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙が各号のいずれかに該当する場合、相手方は、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本協定に違反した場合

(2) 本事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明した場合

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和10年3月31日までとする。なお、工事完了が令和10年3月31日を経過する場合は、乙は、令和10年3月20日までに、協定期間を延長する理由を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から又は事業実施上知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県青森市長島1丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎

乙 ○○(住所)
○○(社名)
○○(職・氏名)